

南部老人福祉センター等

1-1(1) 管理運営に対する基本方針

【基本方針】

1. 施設の設置目的を果たす管理運営
2. 安全・安心の確保
3. 公平・平等な管理運営
4. 快適な施設環境の提供
5. 利用者の声を反映した管理運営
6. コスト削減を意識した管理運営
7. 地域と協働による管理運営

1-1(2) 市民の平等な利用の確保

【平等な利用の確保策】

職員	利用者
○設置目的の理解 ⇒ 法令等の理解 ・条例、規則、市の施策等 ・個人情報保護、情報公開 ○意識の徹底 ・研修、市の指導、定期会議	○チェック機能強化 ⇒ 施設運営監視、運営委員会等の設置 ○意見の反映 ⇒ 意見箱の設置

1-1(3) 要望、意見、苦情への対応

【要望・意見】

意見箱の設置 ⇒ 回答は施設に掲示

運営委員会等 ⇒ 管理運営の改善や事業の見直しに反映

【苦情】

当法人作成の「福祉サービスに関する苦情規程」に基づき、第三者委員 3 名を委嘱しており、サービスの苦情について適切に処理をいたします。

2-1(1) 利用者サービスの向上に関する提案

【利用者及び住民ニーズの把握】

意見箱やアンケートの実施などを行い、さらに運営委員会やクラブ代表者会から利用者の声を聞き取ります。

【サービス向上の項目】

▼快適性

- ①職員の接遇・マナーの向上
- ②快適な施設の提供

▼利便性

・利用者が分かりやすい施設案内表示、カフェコーナーの設置、ホームページのリニューアル等

▼魅力ある事業

- ・マンネリ化を防止のため利用者の声を反映した利用者の関心の高い事業へ見直し
- ・館外事業の開催

▼広報活動の充実

ホームページの開設や広報パンフレットの配布、マスコミ等の情報提供

2-1(2) 利用者の増加を図るための取り組みに関する提案

1. 利用者等の適確なニーズ把握して魅力ある事業の構築

2. 広報活動

ホームページの開設、近隣自治会・老人クラブ等への情報提供、マスコミへの情報提供など

3. 快適性及び利便性の向上

・快適な空間の創出など

4. 地域と連携した事業

- ・近隣自治会や地区社会福祉協議会、地域まちづくり推進委員会等の協働事業(イベント)の開催
- ・出張老人福祉センター(自治会と連携して、地元自治公民館で講座の講座等の開催)

2-(3) 施設の設置目的の理解と課題の認識

【老人福祉センター・老人いきいの家の設置目的】

宮崎市老人福祉センター条例でも「老人の福祉の増進を図るため」と規定されています。このように老人福祉センターは、高齢者同士が交流を深め、ともに活動する機会の提供や介護予防の拠点となる施設と考えます。そのため、各種相談業務や機能回復訓練、レクリエーションや教養講座等など、設置目的を果たす事業を展開することにより、高齢者が生きがいを持って暮らすことができ、身体機能の維持・向上や引きこもり防止に繋がります。

老人いきいの家も同様に高齢者の教養の向上やレクリエーション等のために設置された施設です。

【今後の課題】

(1) 高齢化の進展

宮崎市では、今後大幅に増加していきます。さらに、単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者も増加することが予測されています。大幅に増加する高齢者の健康寿命を伸ばすために、地域での支えあいなどがますます重要となってきています。そのため、高齢者の生きがいづくりの拠点である老人福祉センター等の重要性がさらに増してきますので、多くの高齢者が利用して健康で長生きできるように施設の管理運営をしていくことが必要と考えます。

⇒①健康づくり機能を強化する

- ・魅力ある教養講座等の開催
- ・介護予防・認知症予防講座等の拡充

② 就労機能を強化する

- ・シルバー人材センターやハローワークと連携してセミナー等の開催

③ 生きがいづくり支援を強化する

- ・人気のある教養講座の開催
- ・ボランティアの育成(市社会福祉協議会と連携してボランティアセミナー等の開催)

(2) 利用者の固定

老人福祉センター・老人いきいの家の利用者は、現在、クラブ利用者がメインであり、特定の人が利用している状況です。今後は、いかに新たな高齢者の利用を増やすかが課題であります。

⇒①近隣自治会と連携して館外事業の開催

老人福祉センター等に来ない人來られない人を対象に、地元自治公民館等で高齢者の健康講座などを行い、併せてセンターPRも行います。

②高齢者サロンの設置

市社会福祉協議会と連携して高齢者サロンを設置します。仲間づくりや健康づくりを目的にし、ひとり暮らしの高齢者の引きこもり防止にも繋がります。

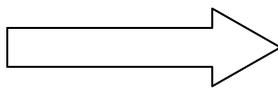
2-(4) 設置目的に沿って施設の効用を最大限に発揮できる提案

【老人福祉センター・老人いきいの家】

○利用者の健康・福祉

- ・健康体操(職員・理学療法士)
- ・市出前講座(介護保険・防災・健幸体操・悪徳商法等)
- ・季節イベント(敬老会・餅つき等)

高齢者の増加に伴い、
健康づくり(認知症等)
強化



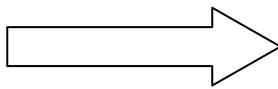
左記以外に

- ・介護予防講座(介護要因の脳疾患・運動器症候群等の予防)
- ・高齢者健康講座(食・歯・日常活動)
- ・認知症予防講座(食・日常活動)
- ・利用者と共同で野菜や花の栽培
※対象に高齢者の家族を加える

○生きがいづくり

- ・季節のイベント(餅つき大会等)
- ・クラブ活動
(カラオケ、卓球、囲碁、将棋等)
- ・クラブ発表会

資金を確保し
人気教養講座開催



左記以外に

- ・高齢者に人気のある教養講座開催
- ・講座修了生のクラブ結成の協力
- ・利用者作品の展示コーナーの拡大
- ・サロンの設置
(高齢者引きこもり防止)
- ・ボランティアの育成
※サロン・ボランティアは市社協と連携

○地域と協働

・出張老人福祉センター

自治会と連携して館外活動を行います。(センターを利用しない人等を対象に自治公民館等で健康講座やセンターのPR等を行います。)

⇒高齢者の引きこもり防止に繋がります。

○就労支援

高齢者が活躍できる社会環境整備の一環として、就業希望者にシルバー人材センターやハローワークによるセミナーなどを行います。

○相談業務

生活相談、健康相談、就労相談・介護相談などについて、保健師・施設職員などが対応します。

3-(1)管理業務の効率化と経費の縮減に関する考え方・提案

事務の見直し、スケールメリットの活用、光熱水費の削減等を行います。

4-(1)人的体制の確保

〈適切な管理運営のための人員体制〉

指揮命令と権限・責任を明確にするため、老人福祉センターまたは老人いこいの家に、高齢者福祉に理解がある所長を置き、指導的役割を果たします。事務職・保健師については、事業の円滑な運営を図るため、福祉施設等での経験豊富な職員を配置します。

〈労働条件〉

職名	人数	1週間当たりの勤務時間	1人当たりの年間平均報酬見込み額(千円)	備考 (その他の労働条件)
所長(嘱託)	5	30h	2,191	
事務(契約)	1	40h	2,567	
事務(嘱託)	4	40h	2,109	
保健師(嘱託)	1	30h	2,191	

4-(2) 職員の能力育成(研修体制)

【目的】

利用者のニーズに反映した管理運営を目指すため、利用者の視点に立った人材を育成します。

【研修体制】

採用 ⇒ オリエンテーション研修 ⇒ 基礎研修 ⇒ 実務研修 ⇒ フォローアップ研修

【研修内容】

- ① オリエンテーション研修
初任者を対象に、施設の設置目的や経理処理(職員手引き)、各種法令(条例や衛生管理、危機管理など)について研修を行います。
- ② 基礎研修
県社協主催の基礎研修等の職員を参加させ、福祉等の基礎的なことをはじめ、接遇マナーや人権等について学びます。
- ③ 実務研修
管理者を対象に防火管理講習や救急救命講習、保健所主催のレジオネラ菌対策研修会、防災講習会に参加させます。定期的に所長会、事務員会で危機管理や個人情報保護の研修を行います。
- ④ フォローアップ研修
他の施設の行事等の活動内容を学ぶための研修のほか、人権や防災等の研修会を実施します。

4-(3) 事業計画の実現可能性(継続性、安定性)

① 地域や関係機関及びボランティアとの連携について

- 地域・・・近隣自治会、地域まちづくり推進委員会、地区社会福祉協議会、老人クラブ連合会など
- 関係機関・・・ハローワーク、シルバー人材センター
- 施設への提言等・・・運営委員会、クラブ代表者会

② 市との連携について

宮崎市の施策等を十分理解した上で、連絡調整等を綿密にしながら、問題解決・事業実施に取り組みます。また、宮崎市への報告・連絡・相談を徹底します。

【ニーズの把握】

意見箱の設置や、運営委員会やクラブ代表者会から利用者の声の聞き取り

【運営への反映】

事業はPDCAサイクルを活用して事業を実施します。

4-(4) 申請者の安定性、信頼性

【団体の財務状況】

当法人の財務状況における安定性(信頼性)については、流動比率(122.6%)、長期固定適合率(79.1%)など、財務の健全性を確保しています。

【個人情報の保護対策】

法令を順守し不祥事が生じないように対応します。

1. 研修会等を実施して、意識の啓発に努めます。
各種研修会等で、個人情報の取り扱いの重要性を職員が認識するように研修会を開催します。
2. 施設内外の保管体制・利用規制を徹底します。
 - ・パソコンやUSB、紙類、写真などの管理について、施錠を徹底して管理します。
 - ・インターネットのアクセス制限、不審メール開封前の削除、外部持込みの媒体の使用禁止など、情報システム管理専門業者と打ち合わせしながら、情報セキュリティ管理を徹底します。

5-(1) 災害や不審人物の対応など危機管理に対する対応

① 事故や災害等緊急事態が発生した場合の対応策

安全管理マニュアルを元に迅速に対応しています。

② 施設内の安全確保のための責任体制



③ 地震等の災害に対する避難訓練等の日頃の備え

「利用者の安全」と「施設の安全」2つの視点から実地訓練や講習等による体験や知識習得に努めます。また、AED無償提供付き災害対応型自動販売機を設置して、万一来ています。

5-(2) 衛生管理に関する対応

① レジオネラ属菌発生防止等の対策(センター)

浴室衛生管理マニュアルに基づき、入浴の準備、使用中の点検、使用後の清掃について浴室等衛生管理者(所長)のもと、年間を通して徹底した安全管理を行います。

② 新型インフルエンザ等感染症の感染拡大防止体制

新型インフルエンザ等感染症については、宮崎市長寿支援課と連携を密にして、感染症予防対策要領に基づき、状況の変化に即した適切な対応をします。

6-(1) 雇用に対する基本的な考え方

当法人では、令和2年4月1日現在、総職員数179名のうち、正規雇用職員47名、非正規雇用職員132名となっています。児童館や老人施設では、68名の嘱託職員で運営しています。指定管理では、限られた期間での業務となるため、正規職員雇用は難しい現状ではありますが、前年度と比べ社会福祉法人は正職員2名を増やしております。今後も、財務状況や雇用状態、施設の運営状況等を考慮しながら、今後も適切に職員の配置を行っていきます。

7-(1) 環境に配慮した施設管理

宮崎市の第三次宮崎市環境計画の事業者の環境配慮事項に基づき対応していきます。

7-(2) 障害者の就労支援への対応

【雇用率】

当法人の実雇用率は3.88%となっており、国の定める雇用率2.2%を上回っています。

現在のところ、老人施設には障害者手帳所持者を嘱託として雇用しています。今後も業務が可能な人は積極的に雇用していきます。総合発達支援センターと児童センター2館は特定随意契約で定期清掃を障がい者団体に発注をしています。